

補助事業である旨の表示について

補助事業を実施するにあたって、下記の表示は必須になりますのでご確認ください。

機器本体及び付属品への表示

(対象:全ての補助事業で物件を取得したとき)

補助事業により取得した機器本体及び付属品には、下図に示す標識シールを、目立つ場所に貼付してください。なお、標識シールについては、取得物件の大きさに合わせて選択してください。



建物への表示

(対象:医療機器の整備、教育用機器の整備、福祉機器の整備、就労支援機器の整備で物件を取得したとき)

本財団の補助で購入した機器が建物内にあることを示すB型標識を、補助物件を設置・使用している建物付近(屋外)に原則表示していただくこととなりますので、関係各所に事前にご確認ください。

【仕様】たて 180mm×よこ 300mm×厚さ 2mm B型ステンレス製



【設置する位置】地面から 1.5mの高さ

